別表に第14部として次のように加える。

第14部 内	追	補	(10)	用	薬	規格単位	薬価
品名							円
(え)							
㊇ 塩酸ベニジピン錠2「NP」						2mg1錠	13.50
㊇ 塩酸ベニジピン錠4「NP」						4mg1錠	22.60
㊇ 塩酸ベニジピン錠8「NP」						8mg1錠	36.30
(に)							
ニフェジピンCR錠10mg「NP」						10mg1錠	9.80
ニフェジピンCR錠20mg「NP」						20mg1錠	17.10
ニフェジピンCR錠40mg「NP」						40mg1錠	31.90
(ひ)							
ビタミンE錠50mg「NP」						50mg1錠	5.60

○厚生労働省告示第五百四十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第2に第11部として次のように加える。

第11部 内	追	補	(7)	用	薬	規格単位
品名						
(え)						
㊇ 塩酸ベニジピン錠2　NT						2mg1錠
㊇ 塩酸ベニジピン錠4　NT						4mg1錠
㊇ 塩酸ベニジピン錠8　NT						8mg1錠
(か)						
カトプロン錠12.5						12.5mg1錠
(こ)						
㊇ ゴクミシン錠50						50mg1錠
㊇ ゴクミシン錠100						100mg1錠
(て)						
㊇ テモカプリル塩酸塩錠1mg「NT」						1mg1錠
㊇ テモカプリル塩酸塩錠2mg「NT」						2mg1錠
㊇ テモカプリル塩酸塩錠4mg「NT」						4mg1錠
(に)						
ニフェジピンCR錠10mg「NT」						10mg1錠
ニフェジピンCR錠20mg「NT」						20mg1錠
ニフェジピンCR錠40mg「NT」						40mg1錠
(ひ)						
ヒシロミン錠5						5mg1錠
㊇ ビタミンE錠50mg「NT」						50mg1錠
(み)						
ミルナシプラン塩酸塩錠15mg「NT」						15mg1錠
ミルナシプラン塩酸塩錠25mg「NT」						25mg1錠
(れ)						
レバラミン腸溶錠100mg						100mg1錠

○農林水産省告示第二千二百十七号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月一日

農林水産大臣　郡司　彰

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　宇印宇都宮青果株式会社

地位を承継される卸売業者の名称　東一栃木青果株式会社

卸売の業務を行う市場　宇都宮市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

合併の年月日　平成二十四年十月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

一　卸売の業務を行う者の名称　宇印宇都宮青果株式会社

卸売の業務を行う市場　宇都宮市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

許可の年月日　昭和五十年六月二十八日

二　卸売の業務を行う者の名称　東一栃木青果株式会社

卸売の業務を行う市場　宇都宮市中央卸売市場

取扱品目の部類　青果部

許可の年月日　昭和五十年六月二十八日

○農林水産省告示第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十月一日

農林水産大臣　郡司　彰

経済産業大臣　枝野　幸男

一　商品市場を開設する者

株式会社東京工業品取引所

二　上場商品

農産物・砂糖（一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から農産物・砂糖を上場商品として上場する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○経済産業省告示第二百二十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十九条第二項において準用する第三十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けで同項に規定する競技実施法人として次の法人の指定を更新したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　名称　財団法人日本自転車競技会

二　住所　神奈川県横浜市西区桜木町六丁目三十一番地

三　事務所の所在地　神奈川県横浜市西区桜木町六丁目三十一番地